

令和5年度埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱実施要領

1 趣旨

埼玉県電気自動車等導入費補助金の交付については、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

2 電気自動車等

要綱第3条別表1において、車載コンセント（AC100V／1500W）から電力を取り出せる機能を有する電気自動車等にあつては要件（1）を満たすものとする。

3 交付申請期限

要綱第6条に基づく知事の定める期限は、令和5年12月22日とする。

4 注文書、発注書、売買契約書の写し、リース契約書等の日付

要綱第6条別表4の提出書類の注文書、発注書、売買契約書の写し、リース契約書等の日付は令和5年4月1日以降とする。

5 実績報告書の提出期限

要綱第15条第2項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の中止の場合を含む。）の翌日以後、60日以内又は令和6年3月18日のいずれか早い期日までとする。

附則 この要領は、令和5年 5月10日から施行する。

この要領は、令和5年10月 1日から施行する。